

令和8年7月定例教育委員会 会議録

7月定例教育委員会を令和8年7月29日（水）午前9時30分 市役所401会議室に招集する。

◆出席者

教 育 長 勝村偉公朗

教育委員 教育長職務代理者 渡邊智治 委員 木澤和子 委員 野副紫をん
委員 吉野孝博 委員 佐曾利吏佐 委員 笠井尚

事 務 局 加藤教育部長

【学校教育課】 西村課長 前田統括主査 田中指導主事

【文化推進課】 阪下課長

【スポーツ交流課】 坂野課長

【歴史まちづくり課】 渡邊課長

記録者 学校教育課 山田

傍聴者 0名

◆次 第

- 1 開会
- 2 教育長報告
(前回会議録の承認)
- 3 付議事件の審議
第23号議案 犬山市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について
第24号議案 犬山市伝統的建造物保存委員会委員の委嘱について
- 4 通信及び請願
- 5 協議・連絡
(1) 後援名義使用承認に関する報告
(2) 8月・9月行事予定表について
(3) 令和8年度要保護及び準要保護等児童・生徒の認定について
(4) 県民の日学校ホリデーの日の市立図書館臨時開館について
(5) いじめ防止に向けて
- 6 自由討議
- 7 その他
- 8 閉会

◆議事内容

	開 会
教 育 長:	ただ今より7月定例教育委員会を開催します。
	教育長報告
教 育 長:	おはようございます。 冒頭ではありますが、大変残念な報告をさせていただくことをご容赦

	ください。市内教員の非違行為についてです。市内中学校勤務の30代男性教諭が、未成年であることを知りながら、保護者に無断で6月13日土曜日から14日日曜日の間、滋賀県方面や自宅に連れまわしたという事案が発生しました。7月25日に本人の申し出により判明し、校長と学校教育課の職員と共に犬山警察署に出向き情報提供を行い、今回の逮捕に繋がったと認識しております。既に愛知県教育委員会尾張教育事務所には非違行為に関する速報を報告しております。現時点でお話できる内容を簡単に説明させていただきましたが、今後お伝えできる内容が明確になりましたら、その都度、委員の皆様方にはお伝えして参ろうと思っております。 教員の不祥事防止について市教委、学校も全力で取り組んでいる中で起きた事案で、生徒保護者初め市民の皆様には大変申し訳なく思っております。今後はこうした事案が二度と起きないように対応を進めて参りますので、よろしくお願いいたします。 このことについて何かご意見があれば、お聞かせいただければ幸いです。
渡邊委員：	今は夏休み中なので学校の運営自体は止まっている状態だと思いますが、夏休みが終わった後の9月以降、担任業務とか教科とかの生徒たちに対する対応はどうされますか。
教 育 長：	それについてはこの後19時から保護者説明会を予定しておりますので、校長からも発表があると思います。担任業務や授業については、早急に新規に雇用できるような対応が取ればそういった対応をしていくことになると思いますが、今のところ学校内での対応が主になってくるのではないかと思います。 また、夏休み中ですがこういった報道等も既に出ておりますので、子どもたちの中には事案を知っている子もいると思います。夏休み中のケアで例えば学校に相談箇所を作るとか、夏休み明けには早々に心のアンケートのようなものを実施するとか、市教委からも学校に実施を求めているかと思っています。何しろ生徒第一、生徒ファーストで対応していきたいと思いますので、安心して残りの中学校生活を過ごすことができるように全力で教育委員会としても支援をして参りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。 それでは、ただいまより7月の定例教育委員会を始めます。
教 育 長：	第23号議案 第23号議案「犬山市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について」、事務局お願いします。
西村課長：	この委員会は、犬山市立小中学校におけるいじめ問題全般に係る児童・生徒の指導及び個別の事案に係る指導に関する事項について協議調査するために設置されるものです。委員は9名で、委嘱期間は今年度末

	までです。協議会は年度内に２回開催する予定です。
教 育 長：	ご意見ご質問ありますか。 では、第２３号議案「犬山市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について」は、お認めいただけますでしょうか。
各 委 員：	異議なし。
教 育 長：	異議なしと認めます。この件は承認されました。 続いて、第２４号議案の審議に入ります。
教 育 長：	第２４号議案 第２４号議案「犬山市伝統的建造物保存委員会委員の委嘱について」、事務局お願いします。
渡邊課長：	この委員会は、伝統的建造物及び伝統的建造物群の保存及び修理に関する事項について調査及び審議するために設置されるものです。今回の委嘱は任期満了に伴うもので、予定している委員全員が継続です。委嘱期間は２年で、委員会は年２回程度の開催を予定しています。
教 育 長：	ご意見ご質問ありますか。 では、第２４号議案「犬山市伝統的建造物保存委員会委員の委嘱について」は、お認めいただけますでしょうか。
各 委 員：	異議なし。
教 育 長：	異議なしと認めます。この件は承認されました。
	通信及び請願
教 育 長：	通信及び請願はありますか。
事 務 局：	ありません。
	協議・連絡
教 育 長：	協議・連絡に移ります。 「後援名義使用承認に関する報告」について、事務局お願いします。
阪下課長：	令和８年６月１３日から７月１４日の期間に犬山市教育委員会の後援名義使用を承認した事業は１２件ありました。内訳としては継続が１１件、新規が１件です。新規事業について説明します。 No.５「犬山こどもテラス夏休みこどもひろば」です。主催は犬山こどもテラスで、７月２１日から７月３１日まで Mutsumi Academy にて開催されます。猛暑が続く夏に、犬山市を中心とした小学生が涼しく安全な室内で過ごせる「第三の居場所（サードプレイス）」を提供し、地域の多様な大人と子どもが出会う、ものづくり・学び・遊び等の複数のブースを開催するものです。
教 育 長：	ご意見ご質問はありますか。よろしいでしょうか。 では「８月・９月行事予定表について」、事務局お願いします。
田中 指導主事：	８月は、８日から１６日まで学校閉校日となっています。１７日から２０日までのところで５校が出校日を設定しています。９月は１日から授業が開始されます。給食の開始は２日からです。２４日の犬山中学校を皮切りに後期の学校訪問が始まりますので、よろしくお願いします。

	9月から学校では土曜日に行事も始まりますので、ご確認をよろしくお願いいたします。 なお定例教育委員会は8月19日、9月29日に開催しますので、よろしくお願いいたします。
教 育 長:	ご意見ご質問はありますか。よろしいでしょうか。 それでは「令和8年度要保護及び準要保護等児童・生徒の認定について」、事務局お願いします。
西村課長:	経済的状況が生活保護又は生活保護に準じる状況にある世帯の申請に基づき、就学援助の支給対象として認定された世帯の状況です。 この認定は令和7年中の所得によって判定され、6月末に第1回の認定を行います。また、所得状況は毎年変化することから、就学援助を受けるためには毎年申請をしていただくものとなっています。申請数は247世帯363名、認定世帯は203世帯298名です。なお審査保留数というのは、申請にあたって必要な書類が不足している等6月30日及び7月6日の審査日に審査できなかった件数です。認定者内訳は小学校の児童が187名、中学校の生徒が111名。なお認定者298名のうち外国籍の児童生徒は48名、全体の16パーセントとなっています。
教 育 長:	よろしいですか。 では次に「県民の日学校ホリデーの日の市立図書館臨時開館について」、事務局お願いします。
阪下課長:	11月24日について、市立図書館では前日の月曜日が祝日開館をする関係で休館を予定していましたが、この日は当市の「県民の日学校ホリデー」で小中学校が休校となりますので、臨時開館することとしました。なお翌日の水曜日は、その開館に伴う休館とすることなく、通常どおり開館する予定です。
教 育 長:	子どもたちのために1日余分に開館するということです。ぜひ図書館等が子どもたちの休みの日の活動場所、訪れる場所の1つとしてどんどん広がっていくといいなと思います。 続いて、非公開の「いじめ防止に向けて」を行います。
	「いじめ防止に向けて」 報告事案及びこれまでの継続事案のその後について説明後、以下の意見があった。 ・児童クラブでの出来事が報告されているが、児童クラブでは全く認識されていなかったということか。学校だけが対応しているとしたら児童クラブは大丈夫かという印象だが、そこは問題ないか。 ・児童クラブで対応に当たったが、生活が重なる部分があるので少し助けを求められ、学校でも話を聞き指導を行うという双方での対応にな

	った。 ・児童クラブの出来事でも学校と上手に連携を図っていくことが必要なケースが多いんじゃないかと思う。 ・「障害者は死ね」という言葉がでているが、本人たちへの対応はもちろん人権教育の観点から何か全体への指導等を考えているか。本当にひどい差別的言葉が出ているので、普段から徹底して教育していかないと根本的なところの解決にはならないと思う。学校に伝えてほしい。 ・教科の授業等も必要だと思うが、幅広い意味での人権教育、環境教育、平和教育等、広い意味で子どもたちが学ぶべきことはたくさんある。それを上手に学校教育の中に位置づけることができるといい。
	自由討議
教 育 長:	自由討議に移ります。発言ありませんか。
	●セーフガーディングについて
佐曾利 委 員:	「子どもの権利条例」の意見徴収で、子どもたちが自分たちの場所が欲しいとか、「居場所」に関する話が結構あったと思います。自分は地域で活動しているのですが、子どもたちと地域で関わる時、10年ぐらい前は子どもたちはそこまでスマホを持っていなかったのが大人と子どもが連絡先を交換するということは想定していませんでした。今はLINE 交換しようみたいなことを気軽に子ども同士の感覚で大人ともというところを感じていたという経緯があって、個人的にセーフガーディングを学ぶ講座に参加してきました。組織とか活動団体として子どもと繋がる場面で、例えば子どもからの繋がりを無下に断るのではなく、どのように地域の大人側として繋がれば安心安全な対応ができるのか。部活動の地域移行に関しても、これから地域で活動する場所が増えるとなった時に、どのように安全に子どもたちの居場所を作るかというところで、家庭側なり地域で活動する側なり、子どもを預ける側の意識としてもセーフガーディングという切り口を学ぶ機会は貴重でした。
教 育 長:	繋がることで居場所をつくるということですか。
佐曾利 委 員:	もちろんデジタル機器で繋がる必要まではないと思いますが、今は大人も子どももすごく軽い感じで繋がることのできるような感覚があるので、それをどのようにちゃんと組織として危機感を持つか。子どもたちも繋がるのがどうなっていくのかという想像や、そういうのは学校の中で学ぶ機会には含まれているのかもしれませんが、なかなか大人側が学ぶ機会というのは思ったより実は少ないのではないのでしょうか。
教 育 長:	本当に、簡単に誰とでも SNS 等で繋がることのできる時代になったからこそ、本当の繋がりとは何だというようなことを考えていくことはすごく大事なのかなと思います。
佐曾利 委 員:	今は小学生でもスマートフォンを持っていて、安全な繋がり方を学校で学んでいたとしても、大人側から無下にだめだよではなく、どのよう

	にこれを使っていこうねという言葉をちゃんと用いているかというところが、ちょっと無自覚でいるなと思ったところなので。 こども家庭庁のホームページや日本財団のホームページには動画もわかりやすく上がっていたので、ああいうのを親子や学校でも見ていただければいいなと思いました。
教 育 長:	ぜひ啓発したらいいと思います。自分も一度見てみようと思います。
	●夏休みの学校開放について
渡邊委員:	7月の頭に文科省から「長期休業期間中等の学び・体験の充実について」という要請がありました。夏休みの学校に子どもたちを呼んで自習じゃないけれども何かやるということですが、犬山は何かやっていますか。
前田 統括主査:	基本的には、どこの学校もそういう期間を設けて受け入れる体制を作っていると思います。Wi-Fi 環境がない家庭への支援ということで最初始まったことだと思いますが。今年度も昨年度までと同様に、一定期間を設けて学校にそういう場を作っています。
教 育 長:	犬山中学校では広いふれあいルームを開放しています。特に先生はつかないんです。常に日直の先生がいるものですから、使いたい子が職員室へ来て名前だけ書いて、わからなければいつでも職員室に声かけてもらえば教えるよというような形で自由に。広いスペースで冷房も聞いているし、Wi-Fi が使えるのでもちろんタブレットも使えます。 タブレットを持ち帰っても家庭に Wi-Fi がいない子たちの支援で始まったところが多いのですが、そういったところも含めて、居場所じゃないですが、学校も休み中全部というわけにはいきませんがそれぞれの学校に応じて場所を開放しているところはあります。
	●学習等供用施設への Wi-Fi 設置について
阪下課長:	学習等供用施設も夏休み期間中1室を勉強ができるように開放しているのですが、Wi-Fi はありません。先程の学校の教室開放はWi-Fi が主眼になっていると思いますが、学習等供用施設等のイメージは、ずっと勉強するというか、来て本を読むとか、もしかしたら友達とゲーム等やるかもしれません。Wi-Fi はないのかという意見があったのですが、やっぱりあった方がいいのか、感覚をお聞きしたいと思います。
渡邊委員:	その部分であればという仕切りがあればいいのですが、学供で1室をWi-Fi が使えるようにしたら、絶対勉強しないです。子どもたちだけならなおさら。あと溜まり場になる可能性が絶対高い。結局受け付け事務の人が、ガヤガヤしていたら叱りに行く作業しかできない。例えば子どもたちが調べていたんだと言っても、ガヤガヤしているじゃないかというようなトラブルも起こりそうな感じもするので、ない方がいいと思います。他に利用される方もいるので、使いたければ使える場所でやらないと。

佐曾利 委 員:	フロイデ1階の交流スペースは、学校が休みになってからすごく埋まっているのを見かけることが多いです。あそこはフリースペースが目的の場所なので、多少にぎやかになっていても、Wi-Fiでゲームをやっている子たちもいれば、結構しっかりと半日以上勉強している子たちもいます。本当は集中したいっていう子たちが行ける場所が、しっかり落ち着いて勉強を主とする部屋が別にあるといい。住み分けがあるといいのかなとは思います。
吉野委員:	中学生の子どもを持つ親としての意見なので偏っているかとは思いますが、ケースバイケースが結論です。自分の子どもや周りの子たちの勉強パターンをテスト前等で見てみると、学供に行くこともあるし、図書館みたいなどころに行くこともあるし、ファミレスやカフェに行くこともある。結局それは、ちょっと騒ぎたいメンバーで集まった時はカフェの方がいいとか、成績のいい子たちで集まってガッツリやるときは学供の方がいいとか、ケースバイケースだと思います。例えば楽田だとふれあいセンターに子どもたちはすごく集まりますが、あそこは知り合いに会うから今日はカフェに行くとか、スタバに行くとお金がかかるから人に会わなくていいとか、なんかそういう使い分けを色々しているんですね。Wi-Fiの要望は絶対あると思いますが、ないことも一つの特徴で、それぞれ目的に合わせた棲み分けができるスペースになるといいなと思いました。みんな一律Wi-Fiがあって、飲食ができて、ちょっと騒げてみたいなのは、よくないかなという気がします。
阪下課長:	学供では高齢の方が色々教室をしていらっしゃるのですが、子どもたちにも日頃から使ってもらえるといいなあということを言っている中で、Wi-Fiについてどちらの意見もありえるなと思って皆さんの意見をお聞きしました。 ありがとうございました。
そ の 他	
教 育 長:	8月20日の「犬山の教育を語ろう」についてですが、13時30分から202会議室で開催します。参加者は30～40名ぐらい、グループワークでディスカッションをすると聞いていますので、もしよろしければ、ぜひ委員の方々もご参加いただければと思います。
閉 会	
教 育 長:	これをもちまして、7月定例教育委員会を終了(10:12)させていただきます。

【次回開催】定例教育委員会 8月19日(水) 10時 401会議室